

第5次高松市総合計画

基本構想



1 目指すべき都市像

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

本市は、多島美を誇る波静かな瀬戸内海に面し、これまで、人々の暮らしや経済・文化など様々な面において、瀬戸内海との深いかかわりの中で、県都として、また、四国の中枢管理都市として発展を続けてきた、海に開かれた都市です。

平成17(2005)年度には近隣の6町と合併し、北は瀬戸内海から南は徳島県境に至る、海、山、川など恵まれた自然を有する広範な市域の中に、にぎわいのある都心やのどかな田園など、都市機能・水・緑が程よく調和し、豊かな生活空間を有する新しい高松市が誕生しました。

この高松市を、だれもが暮らしたい、訪れたい、魅力あるまちとして、次代に引き継いでいくためには、それぞれの地域の特徴をいかした、都市的利便性と自然的環境が享受できる都市の実現に向け、本市にふさわしい、コンパクトで持続可能なまちづくりを進める中で、文化があふれ、人・まち共に活力に満ちた、光輝くまちの実現を目指す必要があります。

まちの最高の資産は、そこに住み、働き、学ぶすべての人々です。

人々が、自ら考え、共に支え合い、主体的にまちづくりに取り組み、生きがいと誇りを持てるまちこそ、将来にわたり、都として、光輝くまちになると考えます。

このような考えに基づき、本市の目指すべき都市像を、「**文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松**」とします。

2 目標年次

平成27(2015)年度を目標とします。

3 まちづくりの目標

本市は、目指すべき都市像「文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松」を実現していくために、次のとおりまちづくりの目標を掲げ、推進していきます。

1 心豊かな人と文化を育むまち

2 人と環境にやさしい安全で住みよいまち

3 健やかにいきいきと暮らせるまち

4 人がにぎわい活力あふれるまち

5 道州制時代に中枢拠点性を担えるまち

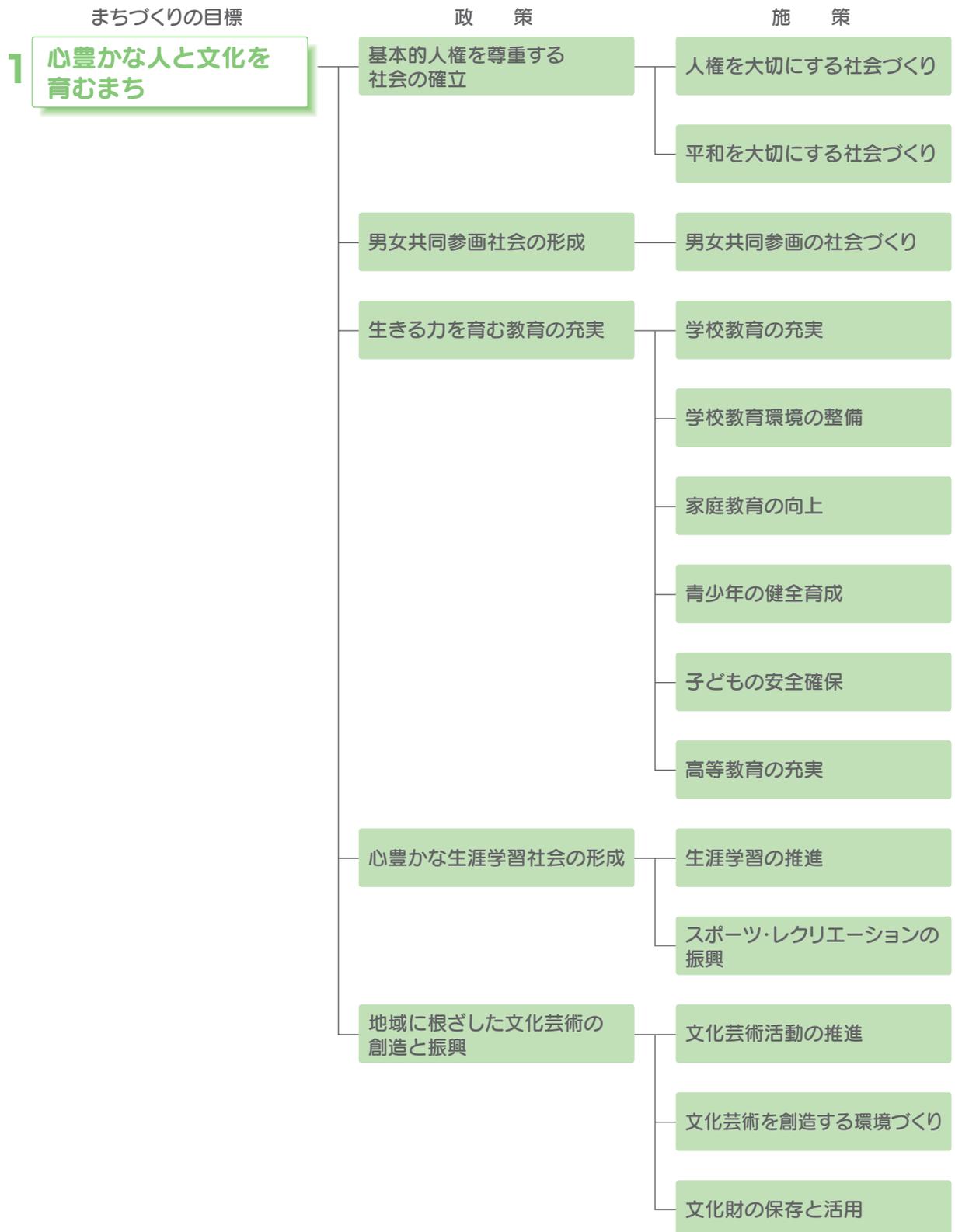
6 分権型社会にふさわしいまち





4 施策の大綱

まちづくりの6つの目標の実現に向けて、施策を展開していくための考え方を「施策の大綱」として、次のとおり定めます。



まちづくりの目標

2

人と環境にやさしい
安全で住みよいまち

政 策

施 策

環境と共生する持続可能な
循環型社会の形成

環境保全活動の推進

ごみの発生抑制・減量・
リサイクルの推進

一般廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理の促進

不法投棄の防止

豊かな暮らしを支える
生活環境の向上

居住環境の整備

身近な道路環境の整備

みどりのまちづくり

河川・港湾の整備

下水道・合併処理浄化槽の整備

水を大切にすまちづくり

水の循環利用と節水の推進

安全で安定した水道水の供給

安全で安心して暮らせる
環境の整備

消防体制の整備

危機管理体制の整備

防犯対策の推進

生活衛生の向上

交通安全対策の充実

消費者の権利保護と自立促進



まちづくりの目標

3

健やかにいきいきと暮らせるまち

政策

施策

子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

家庭・地域における子育て支援

子育てと仕事の両立支援

健やかに暮らせる環境づくり

健やかに暮らすための健康づくり

医療体制の充実

社会保障制度の適切な運営

いきいきと共に暮らせる福祉環境づくり

みんなで支え合う地域福祉の推進

障害者の自立支援と社会活動への参加の促進

高齢者の生活支援と社会活動への参加の促進

生活困窮者の自立支援

まちづくりの目標

4

人がにぎわい活力あふれるまち

政策

施策

魅力あふれる観光・コンベンションの振興

地域性豊かな特色ある観光資源の創造

観光客誘致・交流の推進

地域を支える産業の振興・地域経済の活性化

商工業の振興と地域経済の活性化

農林水産業の振興

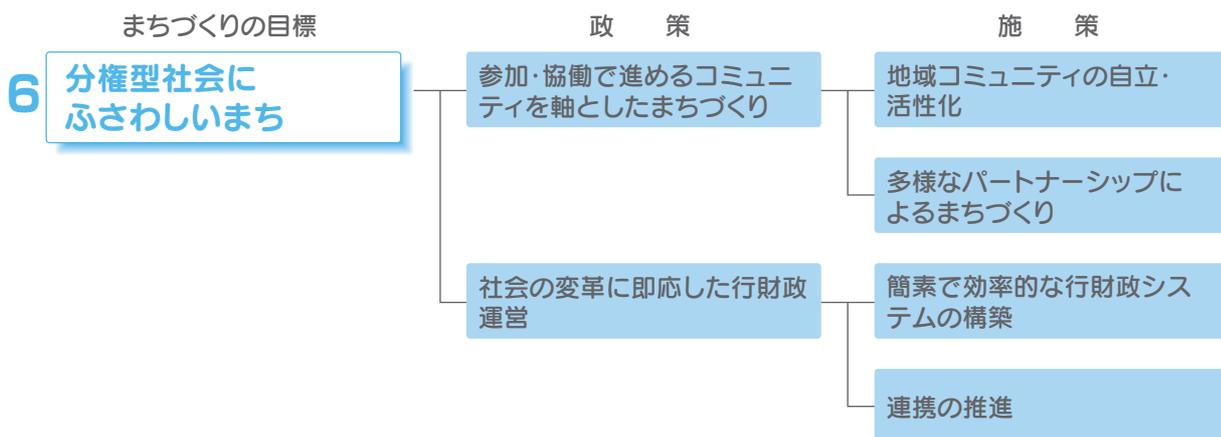
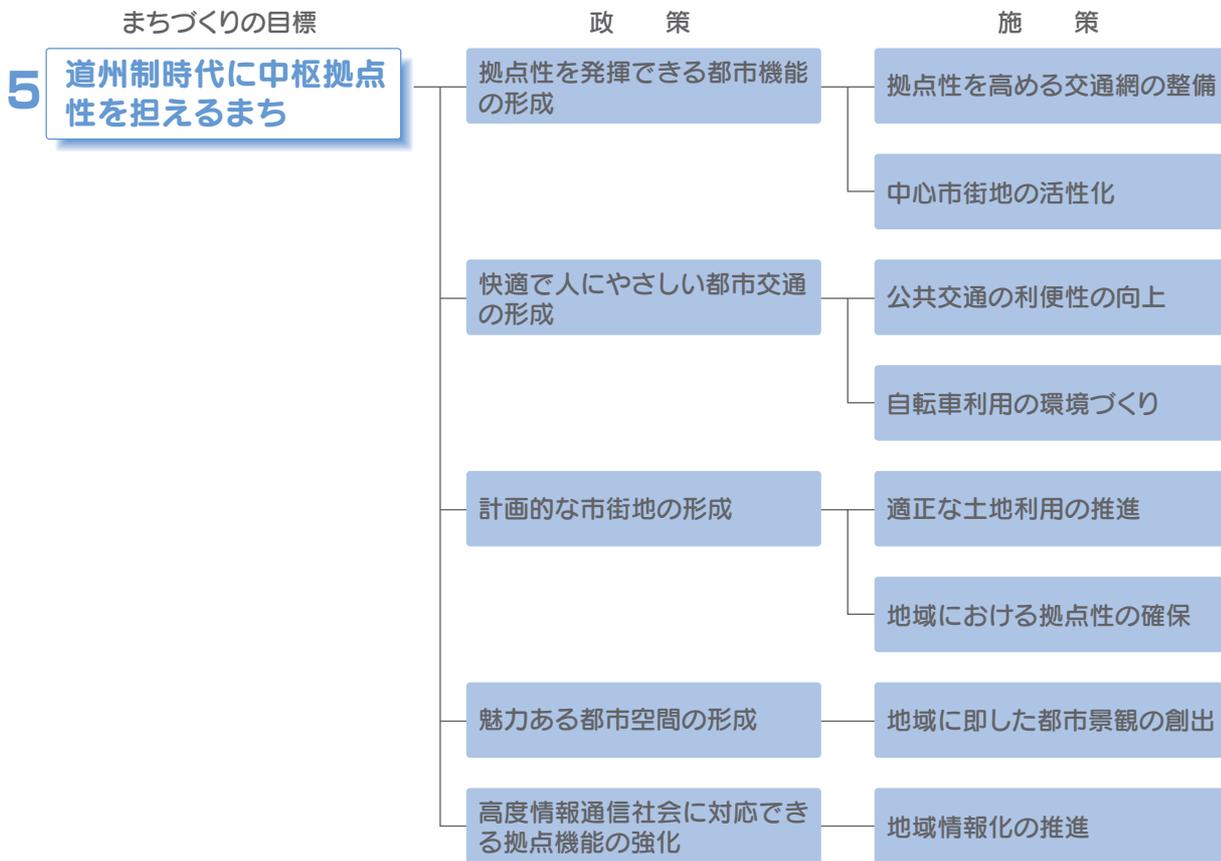
特産品の育成・振興とブランド化の推進

安定した魅力ある就業環境づくり

就業環境の向上

人が行きかう多彩な交流の促進

国際化への対応と地域間交流の推進



1 心豊かな人と文化を育むまち

人権を大切に作る社会づくりや平和を大切に作る社会づくりの推進により、**基本的人権を尊重する社会の確立に努めるとともに、男女共同参画社会の形成を図ります。**

また、学校教育の充実や青少年の健全育成など、生きる力を育む教育の充実を図るとともに、生涯学習の推進やスポーツ・レクリエーションの振興により、**心豊かな生涯学習社会の形成に努めます。**

また、文化芸術活動の推進を始め、文化芸術を創造する環境づくり、文化財の保存と活用により、**地域に根ざした文化芸術の創造と振興を図り、心豊かな人と文化を育むまちの実現を目指します。**

現状・課題・対応方針

●すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現することは、あらゆる施策を進めていく上での基本です。

本市は、これまでも様々な人権問題の解決に向けて取り組んできましたが、近年、国際化、情報化の進展など、社会経済情勢の急激な変化により、新たな人権問題も生じており、より効果的な取組が求められています。

このため、市民一人一人が、あらゆる人権問題に対して正しい認識と理解を深め、問題解決に向けて努力していくことができるよう、人権を大切に作る社会づくりに取り組むとともに、平和意識の啓発など、平和を大切に作る社会づくりに取り組み、基本的人権を尊重する社会の確立を図ります。

●価値観が多様化する中、家族形態やライフスタイル[※]の変化などにより、男女が様々な分野に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成が求められています。

このため、男女が対等なパートナーとして、家庭や職場などで互いに尊重し、責任を果たしながら暮らせる社会づくりに取り組み、共にいきいきと自分らしく生きる男女共同参画社会の形成を図ります。

● 少子・高齢化の進行や人口減少社会の到来、国際化などにより、次代を担う青少年が心身共に健やかに生まれ、未来を切り開く人間に成長していくことの重要性がますます増大しています。このような中、青少年の規範意識や学ぶ意欲が低下するとともに、少年犯罪の低年齢化やいじめ、不登校などが社会問題となっています。

また、児童虐待や不審者による声かけなど、子どもの安全が脅かされる事案が増加しており、子どもの安全確保のための効果的な取組が求められています。

一方、高等学校卒業後の人材の流出が顕著となっており、若者の向学意欲を満たすとともに、本市への定着化を図るため、大学教育等の充実促進が課題となっています。

このため、学校教育の充実を始め、学校教育環境の整備、家庭教育の向上、青少年の健全育成、子どもの安全確保、高等教育の充実を図り、生きる力を育む教育の充実に努めます。

● 自由時間の増大やライフスタイル^{*}の変化が進む中、より豊かで充実した人生を実現できる環境の整備が求められています。

このため、学習機会の拡充や学習施設・機能の充実を図り、生涯学習を推進するとともに、スポーツ・レクリエーション活動の推進や施設の整備など、スポーツ・レクリエーションの振興を図り、心豊かな生涯学習社会の形成に努めます。

● 優れた文化芸術は、人々の心を豊かにし、生活にゆとりと潤いを与えてくれるとともに、人と人とのつながりを生み、互いを理解し、尊重しあう基盤を築いてくれるといった、活力あるまちをつくる上で重要な役割を担っています。

このような中、個性豊かな文化芸術の創造を始め、市民の幅広い文化芸術活動の促進、歴史遺産としての文化財の保存と活用や、地域に根ざした伝統文化の継承などが求められています。

また、市町合併により新たに加わった多種多様な文化芸術資源の連携に努めるなど、効果的な活用を図ることが求められています。

このため、市民文化祭アーツフェスタたかまつ^{*}などの文化芸術活動の推進や、様々な文化芸術に触れる機会や場を創出する施設の整備や機能の充実と、交流・情報発信を推進する中で、文化芸術を創造する環境づくりを進めるとともに、文化財の保存と活用に努め、地域に根ざした文化芸術の創造と振興を図ります。



政 策

1 基本的人権を尊重する社会の確立

基本的人権を尊重する社会を確立するため、同和問題を始め、様々な人権問題の解決に向け、人権教育・啓発を推進するとともに、人権啓発活動拠点の機能を充実し、人権を大切にする社会づくりを進めます。

また、平和意識の高揚を図るため設置している平和記念室の効果的な運営などにより、平和意識の啓発を図り、平和を大切にする社会づくりを推進します。

- 【施策】**
- 人権を大切にする社会づくり
 - 平和を大切にする社会づくり



2 男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会を形成するため、男女共同参画市民フェスティバルなど、様々な機会を通じて意識啓発を図るとともに、男女共同参画センターを市民の活動拠点として、家庭や職場など、あらゆる分野への参画の促進や、共に豊かで安心できる生活・環境づくりを推進し、男女共同参画の社会づくりを進めます。

- 【施策】**
- 男女共同参画の社会づくり



3 生きる力を育む教育の充実

生きる力を育む教育の充実を図るため、次代を担う青少年が、心豊かにたくましく育つよう、基礎・基本を身につける確かな学力の育成など、学校教育の充実を図るとともに、学校教育施設の整備や就学支援の充実などの学校教育環境の整備、大学教育の充実促進などの高等教育の充実に努めます。

また、教育の原点である家庭教育の充実を図るとともに、青少年健全育成や、子どもの安全対策を推進します。

- 【施策】**
- 学校教育の充実
 - 学校教育環境の整備
 - 家庭教育の向上
 - 青少年の健全育成
 - 子どもの安全確保
 - 高等教育の充実





4 心豊かな生涯学習社会の形成

心豊かな生涯学習社会の形成を図るため、学習の機会の拡充や図書館を始めとする施設等の充実により生涯学習を推進するとともに、スポーツ・レクリエーション活動の推進や東部運動公園など施設の整備を行うほか、地域密着型トップスポーツチーム[※]を支援し、スポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

- 【施策】**
- 生涯学習の推進
 - スポーツ・レクリエーションの振興



5 地域に根ざした文化芸術の創造と振興

地域に根ざした文化芸術の創造と振興を図るため、文化芸術ホール等を活用して優れた文化芸術に触れる機会の拡充や人材の育成・支援など、市民の自主的、創造的な文化芸術活動を推進します。

また、文化芸術施設相互の連携を図る中で、その整備と機能の充実に努めるとともに、文化芸術の交流や効果的な情報発信を図り、文化芸術を創造する環境づくりを推進します。

また、国の特別史跡讃岐国分寺跡や古代山城屋嶋城[※]の整備など、長い歴史と伝統に育まれ、伝承されてきた文化財の保存と活用に努めます。

- 【施策】**
- 文化芸術活動の推進
 - 文化芸術を創造する環境づくり
 - 文化財の保存と活用





2 人と環境にやさしい安全で住みよいまち

市民一人一人が環境問題への認識を深め、環境と共生する持続可能な循環型社会[※]の形成を図るとともに、市民生活における快適性と安全性を確保し、豊かな暮らしを支える生活環境の向上に努めます。

また、水を大切にすまちづくりを推進するとともに、災害や事故などから市民を守るため、安全で安心して暮らせる環境の整備を図り、人と環境にやさしい安全で住みよいまちの実現を目指します。

現状・課題・対応方針

●大量生産・大量消費型の社会経済システムによる環境への負荷の増大は、身近な地域の環境にとどまらず、地球環境にも大きな影響を与えており、ますます深刻化している地球温暖化などの地球規模の環境問題への対応や循環型社会[※]への転換など、環境への負荷を低減するため、一人一人が環境問題を考え、行動するとともに、様々な主体が協働[※]し、あらゆる分野において環境配慮という視点に立って取り組むことが求められています。

このようなことから、私たちを取り巻く環境を、より良い状態で将来の世代に引き継ぐため、消費・廃棄についてのライフスタイル[※]を見直し、自然環境の保全・再生など環境保全活動の推進や地球温暖化防止対策に取り組むとともに、ごみの発生抑制・減量・リサイクルの推進や廃棄物の適正な処理を推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会[※]の形成に努めます。

●道路、公園、下水道などの生活・都市基盤は、市民の暮らしや都市・経済活動を支える上で、欠くことのできないものであり、都市の基本的な機能として、市民生活の快適性と安全性が確保され、だれもが安心して暮らすことのできる生活・都市基盤の整備が求められています。

このため、道路、公園など市民生活に密着した生活基盤や河川、港湾、下水道などの都市基盤の整備・充実に取り組み、市民生活における快適性、安全性を確保し、豊かな暮らしを支える生活環境の向上に努めます。

●水は、限りある資源であり、日常生活やあらゆる経済産業活動、自然の生態系にとって欠くことのできない貴重な資源です。水資源に恵まれない本市では、渇水の頻発が懸念される中、今後とも安定的で持続的な給水の確保に向けた取組を進める必要があります。

このため、再生水の活用など水の循環利用と節水を推進する中で、安定した給水の確保と安全で良質な水道水の供給に努め、水を大切にするまちづくりを推進します。

●近い将来発生が予想される東南海・南海地震などの災害から市民を守るため、防災面を意識した災害に強いまちづくりを推進することが求められています。

また、複雑・多様化している事故、犯罪を防止し、市民の安全を確保するため、市民の防犯・交通安全意識の高揚や緊急時において迅速かつ的確に対応できる体制の整備など、防犯機能や交通安全対策の充実強化に取り組む必要があります。

このため、市民や関係機関との連携を強化し、消防体制・危機管理体制の整備や防犯対策、交通安全対策の充実を図るとともに、消費者の権利保護・自立促進や生活衛生の向上を図り、安全で安心して暮らせる環境の整備を推進します。

政 策

1 環境と共生する持続可能な循環型社会の形成

環境と共生する持続可能な循環型社会^{*}の形成を図るため、地球温暖化防止など、地球規模での環境問題への対応として、一人一人が地球環境問題への認識を深められるよう、効果的な意識啓発を行い、市民、事業者、行政が一体となって環境に配慮した行動を展開するとともに、資源・エネルギーの有効利用の推進や、身近な自然環境の保全、環境汚染防止の推進、環境保全意識の啓発など、環境保全活動を推進します。

また、ごみの発生抑制・減量・リサイクルを推進するとともに、一般廃棄物、産業廃棄物の適正処理や不法投棄防止対策に取り組めます。

- 【施策】**
- 環境保全活動の推進
 - ごみの発生抑制・減量・リサイクルの推進
 - 一般廃棄物の適正処理の推進
 - 産業廃棄物の適正処理の促進
 - 不法投棄の防止





2 豊かな暮らしを支える生活環境の向上

市民の豊かな暮らしを支える生活環境の向上を図るため、生活道路・公園の整備、緑地の保全を始め、良好な居住環境の整備や地籍調査^{*}の推進など、生活基盤の整備・充実を図ります。

また、下水道・合併処理浄化槽の整備を図るとともに、港湾・漁港の整備や河川・水路環境の保全に努めるなど、都市基盤の充実・強化を図ります。

- 【施策】**
- 居住環境の整備
 - 身近な道路環境の整備
 - みどりのまちづくり
 - 河川・港湾の整備
 - 下水道・合併処理浄化槽の整備



3 水を大切にするまちづくり

水を大切にするまちづくりを進めるため、雨水や再生水の有効活用など水の循環利用を推進するとともに、節水行動の定着化など、節水を推進します。

また、水道事業の経営基盤強化とサービスの向上に努める中で、自己処理水源の確保や浄水場の整備等を進め、安定給水の確保を図るとともに、水質検査体制の充実などに努め、安全で良質な水道水の供給を図ります。

- 【施策】**
- 水の循環利用と節水の推進
 - 安全で安定した水道水の供給



4 安全で安心して暮らせる環境の整備

安全で安心して暮らせる環境の整備を図るため、災害に強い都市の実現を目指し、防災体制の整備・充実などにより、各種災害への対応能力の向上を図るとともに、消防力の強化に取り組み、災害・緊急時において、迅速かつ的確に対応できる消防体制や危機管理体制の整備を図ります。

また、市民および警察等関係機関との連携を強化する中で、防犯対策や交通安全対策の充実を図るとともに、食品・環境衛生対策など生活衛生の向上、消費者の権利保護と自立促進に取り組みます。

- 【施策】**
- 消防体制の整備
 - 危機管理体制の整備
 - 防犯対策の推進
 - 生活衛生の向上
 - 交通安全対策の充実
 - 消費者の権利保護と自立促進



3 健やかにいきいきと暮らせるまち

保健・医療・福祉の連携と役割分担の下、家庭・地域における子育て支援など、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりに努めるとともに、健康づくりや医療体制の充実など、市民一人一人が健やかに暮らせる環境づくりを推進します。

また、障害者の自立支援や高齢者の生活支援など、いきいきと共に暮らせる福祉環境づくりを推進し、健やかにいきいきと暮らせるまちの実現を目指します。

現状・課題・対応方針

●少子化が進行する中、核家族化や地域の人間関係の希薄化による家庭や地域での子育て機能の低下が社会問題となっており、育児に対する不安・負担感の拡大や子育てと仕事の両立の難しさ、子育て費用の増大などに対する効果的な子育て支援対策が求められています。

このため、子育てに関する様々な情報提供・相談など子育て支援体制の整備、子育てに伴う経済的な負担の軽減など、家庭・地域における子育て支援を推進するとともに、多様な保育ニーズに対応した保育サービスや放課後児童対策の充実、子育てしやすい就業環境の整備促進など、子育てと仕事の両立支援を推進し、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりに努めます。

●近年の医学・医療の急速な進歩の一方で、食生活や運動など毎日の生活習慣との関連が深い、糖尿病や心臓病、がん、脳卒中といった生活習慣病や日常生活におけるストレス、疲労の蓄積等による心の不健康の増加が、新たな社会問題となっており、病気の早期発見、早期治療のみならず、市民一人一人が、健康づくりの大切さを自覚し、生活習慣病の発症や経過と、食生活・運動・休養などの生活習慣とのかかわりについて正しい知識を身につけ、健康的な生活習慣を実践していくことが不可欠となっています。

このため、ライフステージ^{*}に応じた心と体の健康づくりや食育^{*}の推進など、健やかに暮らすための健康づくりを、より一層推進するとともに、市立病院の整備や他の医療機関等との連携強化など、医療体制の充実を図るほか、国民健康保険や介護保険などの社会保障制度の適切な運営に努める中で、市民一人一人が健やかに暮らせる環境づくりを推進します。

● 障害者や高齢者を取り巻く環境は大きく変化し、加えて、障害者・高齢者のライフスタイル[※]や価値観の多様化に伴い、福祉にかかわるサービスの需要は増大しており、障害者・高齢者が住み慣れた地域で、安心して、生きがいを持っていきいきと暮らすことができる環境づくりを進めることが重要な課題となっています。

このため、ボランティアの育成や住民の地域福祉活動への参加促進など、みんなで支え合う地域福祉の推進を始め、障害者の自立支援や高齢者の生活支援の充実を図るとともに、生活困窮者の自立を支援します。

また、障害者や高齢者が活動できる場と機会を確保し、教養・娯楽活動、公益活動への積極的な参加や就業環境の整備充実など、生きがいづくりや社会活動への参加を促進し、障害者や高齢者が、いきいきと共に暮らせる福祉環境づくりを推進します。

政 策

1 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりのため、子どもの体験活動や遊びの場と機会を提供し、子どもの居場所づくりを進めるとともに、児童虐待防止対策など、子どもの権利擁護に努めるほか、妊婦や乳幼児の健康診査の実施など、母子保健医療対策の充実を図ります。

また、子育てに伴う経済的な負担の軽減やひとり親家庭の自立に向けた支援を推進するとともに、子育てに関する情報提供の充実や相談事業の実施、子育て支援のネットワーク化の推進など、家庭・地域における子育て支援を推進します。

また、多様な保育ニーズに対応した保育サービスや、放課後児童対策の充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランス[※]の視点に立った子育てしやすい就業環境の整備に努め、子育てと仕事の両立支援を推進します。

- 【施策】**
- 家庭・地域における子育て支援
 - 子育てと仕事の両立支援





2 健やかに暮らせる環境づくり

健やかに暮らせる環境づくりのため、生涯を通じた健康づくりや食育^{*}の推進、各種健康診査による疾病予防の取組などの保健サービスの充実、介護予防や感染症対策の取組により、健やかに暮らすための健康づくりを推進します。

また、市立病院の整備や監視指導などによる医療機関等の適正な運営の確保など、医療施設の整備・充実とともに、救急医療体制の確保に努め、市民が安心できる医療体制の充実を図ります。

また、国民健康保険を始め、介護保険や後期高齢者医療^{*}などの社会保障制度の適切な運営に努めます。

- 【施策】**
- 健やかに暮らすための健康づくり
 - 医療体制の充実
 - 社会保障制度の適切な運営



3 いきいきと共に暮らせる福祉環境づくり

いきいきと共に暮らせる福祉環境づくりのため、ボランティアの育成や住民の地域福祉活動への参加促進など、みんなで支え合う地域福祉を推進します。

また、福祉サービスの提供やバリアフリー※化など生活環境の整備により、障害者の自立支援や高齢者の生活支援の充実を図るとともに、生活困窮者の自立を支援します。

また、障害者や高齢者が積極的に社会活動に参加できるよう、生きがいつくりの支援や雇用等を促進し、活動できる場と機会の確保に努めるとともに、障害者・高齢者福祉施設の整備促進など、福祉施設の充実を図ります。

- 【施策】**
- みんなで支え合う地域福祉の推進
 - 障害者の自立支援と社会活動への参加の促進
 - 高齢者の生活支援と社会活動への参加の促進
 - 生活困窮者の自立支援





4 人がにぎわい活力あふれるまち

地域性豊かな特色ある観光資源の創造を図るとともに、観光客の誘致・交流を推進し、魅力あふれる観光・コンベンション[※]の振興に努めます。

また、商工業や農林水産業の振興を図り、特産品の育成・振興とブランド化を推進する中で、地域を支える産業の振興・地域経済の活性化を図るとともに、就業環境の向上による安定した魅力ある就業環境づくりに努めます。

また、国際化への対応と地域間交流を図る中で、人が行きかう多彩な交流を促進することにより、人がにぎわい活力あふれるまちの実現を目指します。

現状・課題・対応方針

●本市は、瀬戸内海国立公園に面し、特別名勝栗林公園や史跡高松城跡である玉藻公園、源平古戦場の屋島、塩江温泉郷などの歴史的・自然的観光資源に恵まれています。

また、最近では庵治地区を中心に、映画のロケ地として、全国的な知名度も向上しています。

しかしながら、近年、観光ニーズが多様化する中、本市を訪れる観光客数は伸び悩んでおり、市町合併により増大した貴重な地域資源をいかし、本市全体の魅力を最大限に発揮していくことが求められています。

一方、コンベンション[※]の誘致においても、これまで以上に、幅広く対象をとらえた取組が必要となっています。

このため、地域性豊かな特色ある観光資源の創造に努めるとともに、インターネットなどを活用した戦略的な情報発信や観光客の受入態勢の充実など、観光客誘致・交流の推進に取り組み、魅力あふれる観光・コンベンション[※]の振興を図ります。

●近年、モータリゼーションの進展や大規模小売店舗の郊外立地などにより、人々の活動が広域化する中、コンビニエンスストアやインターネットなどによる新たな小売形態が台頭するなど、本市の商業を取り巻く環境は、ますます厳しいものとなっています。

中央商店街では、空き店舗の増加など、空洞化が進み、にぎわいや活力の向上が求められている一方、地域における小規模な小売店舗においては、独自性のある品揃えなど、地域のニーズを反映した店づくりが課題となっています。

また、中小企業の経営基盤の強化や起業化の支援、企業誘致などの取組のほか、高松ブランド[※]確立に向けた取組が求められています。

一方、食の安全・安心や地産地消への関心の高まり、自然環境の保全への貢献など、農林水産業が持つ多面的な機能が再認識される中、担い手の高齢化や後継者不足が課題となっています。

このため、商工業、農林水産業の振興に努めるとともに、特産品の育成・振興とブランド化の推進に取り組み、地域を支える産業の振興・地域経済の活性化を図ります。

●終身雇用制度の見直しや非正規雇用の拡大、ワーキング・プア[※]の顕在化など、勤労者を取り巻く状況は複雑・多様化しており、いきいきと働くことのできる就業環境づくりが求められています。

このため、就業支援を推進するとともに、勤労者福祉の充実に努め、安定した魅力ある就業環境づくりを推進します。

●近年、社会、経済、文化など様々な分野でのグローバル化[※]の進展により、市民の国際感覚の涵養が求められているほか、活力ある地域づくりに向けた幅広い地域間交流が必要となっています。

このため、異なる文化や習慣を理解し尊重し合える国際感覚を醸成するとともに、姉妹・友好都市等国内外の交流活動の推進や、本市への移住・交流を促進するなど、国際化への対応と地域間交流を推進し、人が行きかう多彩な交流を促進します。



政 策

1 魅力あふれる観光・コンベンションの振興

魅力あふれる観光・コンベンション^{*}の振興を図るため、多彩な観光資源の有機的な連携を図る中で、観光資源の活用と創出に取り組むとともに、高松まつりなどの魅力あるイベントの振興に努め、地域性豊かな特色ある観光資源の創造を図ります。

また、観光ボランティアガイドの育成など観光客の受入態勢の充実を図るとともに、インターネットを始め、様々な媒体を活用した効果的・戦略的な情報発信、コンベンション^{*}の誘致促進を図り、観光客誘致や交流の推進に努めます。

- 【施策】**
- 地域性豊かな特色ある観光資源の創造
 - 観光客誘致・交流の推進



2 地域を支える産業の振興・地域経済の活性化

地域を支える産業の振興・地域経済の活性化を図るため、中央商店街のにぎわいづくりや企業の誘致・交流を推進するとともに、中小企業等の育成と振興、流通機能の強化に努め、商工業の振興と地域経済の活性化を推進します。

また、農林水産物の生産振興を図るとともに、生産体制の強化、生産基盤の整備、グリーン・ツーリズム^{*}事業など、交流・体験活動の促進に努め、農林水産業の振興を図ります。

また、庵治石や松盆栽、漆器など特産品の育成と振興に努めるとともに、効果的な情報発信を行うなど、高松ブランド^{*}の確立に向けた取組を推進します。

- 【施策】**
- 商工業の振興と地域経済の活性化
 - 農林水産業の振興
 - 特産品の育成・振興とブランド化の推進



3 安定した魅力ある就業環境づくり

安定した魅力ある就業環境づくりのため、関係機関と連携し、インターンシップ※雇用や女性・高齢者等への就労支援など、就業支援を推進するとともに、中小企業勤労者福祉共済事業など勤労者福祉の充実に努め、就業環境の向上を図ります。

【施策】 ● 就業環境の向上



4 人が行きかう多彩な交流の促進

人が行きかう多彩な交流を促進するため、地域に暮らすすべての市民が、文化や習慣の違いを認めながら、共に生活できる、多文化共生※のまちづくりを進めるとともに、姉妹・友好都市等との友好・親善活動や、民間団体などの多様な交流活動を支援するなど、国内外の交流活動の推進や、本市への移住・交流を促進し、国際化への対応と地域間交流を推進します。

【施策】 ● 国際化への対応と地域間交流の推進





5 道州制時代に中枢拠点性を担えるまち

激しさを増す都市間競争において、本市の優位性を更に高めるため、中心市街地の活性化などにより、拠点性を発揮できる都市機能の形成に努めるとともに、公共交通機関や自転車が利用しやすい、快適で人にやさしい都市交通の形成を図ります。

また、適正な土地利用の推進などにより、計画的な市街地の形成を図るとともに、地域に即した都市景観の創出に努め、魅力ある都市空間の形成を図ります。

また、情報通信基盤の整備など、地域情報化の推進により、高度情報通信社会に対応できる拠点機能の強化を図り、道州制[※]時代に中枢拠点性を担えるまちの実現を目指します。

現状・課題・対応方針

●本市は、高速道路網や高松港、高松空港など、陸・海・空の広域交通基盤が整備されていますが、四国の中枢拠点都市として更に発展していくためには、国内外の航空路線網の拡充など、交通拠点性の向上が必要となっています。

また、モータリゼーションの進展や大規模小売店舗の郊外立地など、都市機能の拡散傾向が続く中、中心市街地の居住人口の減少や商業機能の衰退、活力低下など、都心における空洞化が顕著となっており、都市の顔である中心市街地の再生が求められています。

このため、高松空港の機能強化や幹線道路の整備など拠点性を高める交通網の整備を図るとともに、サンポート高松の機能強化や丸亀町の再開発の推進による中心市街地の活性化を図り、四国のリーディング・シティ[※]としての役割を担い、拠点性を発揮できる都市機能の形成に努めます。

●市街化の進展に対処し、都市交通の円滑化を図るため、総合的視点に立った鉄道・バス等の公共交通機関の充実や良好な交通環境の確保が課題となっています。

また、環境にやさしく、機動性などに優れた都市内交通手段として、自転車のより一層の利用促進が求められています。

このため、公共交通機関の充実や交通結節機能[※]の強化など公共交通の利便性の向上を図るとともに、自転車利用の環境づくりを進め、快適で人にやさしい都市交通の形成に努めます。

●近年、全国的に中心市街地の衰退傾向が顕著になる中、国は、いわゆる、まちづくり3法[※]の改正を行い、本市においても人口減少、少子・高齢社会への対応、既存ストック[※]の活用等、都市経営コストの抑制の観点などから、都市機能の拡散を防止することが求められています。

このため、適正な土地利用の推進や地域における拠点性の確保により、コンパクトで持続可能な都市の構築に向け、計画的な市街地の形成に努めます。

●近年、潤いや安らぎなど、人々の感性に同調するような景観への関心が高まってきており、市民が愛着と誇りを持ち、魅力を感じる都市景観の形成が求められています。

このため、今日まで引き継がれてきた美しい景観の保全など、都市景観づくりを推進するとともに、瀬戸内海など、海・水辺をいかしたまちづくりを推進し、地域に即した都市景観の創出に努め、魅力ある都市空間の形成を図ります。

●近年、インターネットの普及を始めとする情報ネットワーク社会が急速に進展する中、高度な情報通信技術を活用した、産業の振興や市民生活の利便性向上などの取組が求められています。

このため、すべての地域において利便性が享受できるよう、通信回線のブロードバンド[※]化など情報通信基盤の整備により、情報格差の是正に努めるなど、地域情報化を推進し、高度情報通信社会に対応できる拠点機能の強化を図ります。

政 策

1 拠点性を発揮できる都市機能の形成

激しさを増す都市間競争において、本市の優位性を更に高め、拠点性を発揮できる都市機能の形成を図るため、高松空港の機能強化や幹線道路の整備など、拠点性を高める交通網の整備を進めます。

また、本市の都市文化の創造拠点として整備したサポート高松など中心市街地の機能強化を図るとともに、魅力ある商業・業務空間の形成やまちなか居住を促進する再開発を推進し、人々の回遊性を高める歩行者空間の整備に努めるなど、中心市街地の活性化に努めます。

- 【施策】**
- 拠点性を高める交通網の整備
 - 中心市街地の活性化



2 快適で人にやさしい都市交通の形成

多様な交通手段が有機的に連携した快適で人にやさしい都市交通の形成を図るため、だれもが安全で快適に移動することができ、過度に自動車に依存しない目指すべき都市交通の将来ビジョンを明らかにする中で、鉄道新駅の整備や生活バス路線の運行の確保など、鉄道・バス等の公共交通機関の充実・強化や主要な駅等におけるパーク・アンド・ライド[※]の拡充など、良好な交通環境の確保に努め、公共交通の利便性の向上を図ります。

また、自転車を持つ利便性を享受できる都市環境を創出するため、自転車走行空間の確保を始め、レンタサイクル事業やサイクリングルートの設定など、快適な自転車利用の環境整備を進めるとともに、自転車利用者のマナー向上に努め、自転車利用の環境づくりを推進します。

- 【施策】**
- 公共交通の利便性の向上
 - 自転車利用の環境づくり



3 計画的な市街地の形成

コンパクトで持続可能な集約型都市の構築に向け、計画的な市街地の形成を図るため、都市計画制度等の的確な運用により、適正な土地利用を推進するとともに、旧市域や合併地区の地域特性をいかした、地域における拠点性の確保を図ります。

- 【施策】 ● 適正な土地利用の推進
● 地域における拠点性の確保



4 魅力ある都市空間の形成

魅力ある都市空間の形成を図るため、承継すべき美しい景観の保全など、都市景観づくりを推進するとともに、世界に誇れる瀬戸内海や日本三大水城[※]の一つである高松城跡の保存整備など、海・水辺をいかしたまちづくりを推進し、地域に即した都市景観の創出に努めます。

- 【施策】 ● 地域に即した都市景観の創出



5 高度情報通信社会に対応できる拠点機能の強化

インターネットの急速な普及などによる高度情報通信社会に対応できる拠点機能の強化を図るため、だれもがいつでも容易に様々な情報を受発信できるなど、すべての市民が情報化の恩恵を享受、実感できるよう、全市域を網羅する超高速ブロードバンド[※]・ネットワークの構築に向けて、情報通信基盤の整備を図るとともに、情報関連産業と人材の育成に努め、地域情報化を推進します。

- 【施策】 ● 地域情報化の推進



6 分権型社会にふさわしいまち

市民と行政の適切な役割分担の下、地域コミュニティの自立・活性化や多様なパートナーシップ※の構築により、参加・協働※で進めるコミュニティを軸としたまちづくりを推進します。

また、簡素で効率的な行財政システムを構築するとともに、国・県などとの連携を推進する中で、社会の変革に即応した行財政運営に努め、分権型社会にふさわしいまちの実現を目指します。

現状・課題・対応方針

●近年、都市化や核家族化の進行などにより、地域の連帯感やふれあいが薄れつつある中、複雑・多様化する地域課題を、地域の人たちが、自らの問題としてとらえ、解決に向けて積極的に取り組む、地域自らのまちづくりが求められています。

また、市民・企業の意識やニーズが多様化し、行政需要が変化する中、公共という範囲を広くとらえ、市民やNPO※、企業など、多様な主体が地域社会を支える「新しい公共」という考え方の下、新たな仕組みづくりが必要となっており、市民の市政への参画意識の高まりや、NPO※の活動の活発化など、市民の自発的活動をいかし、それぞれの役割分担を明確にしながら、共に市政を推進していくことが求められています。

このため、市民一人一人が主体的に地域のまちづくりに取り組み、地域力を高めることができるよう地域コミュニティの自立・活性化を支援するとともに、行政の透明性の向上に努める中で、市民・NPO※・企業・行政等が共通の課題に取り組む多様なパートナーシップ※によるまちづくりを進め、参加・協働※で進めるコミュニティを軸としたまちづくりを推進します。

●三位一体の改革※の進展など、本格的な地方分権型社会への構造転換が図られるとともに、地方分権改革推進法※の成立により、第2期地方分権改革※がスタートする中、多様化する行政ニーズや新たな行政課題に迅速かつ的確に対応するため、自らの判断と責任で地域経営を行うとともに、更なる行財政改革を推進し、安定した行財政基盤を確立することが求められています。

また、国における道州制※の検討など、国と地方の在り方の見直しが進む中、活力ある都市づくりに向け、地域の課題解決や地域目標の共有化のため、多様な主体との効果的な連携の推進が必要となっています。

このため、行財政改革計画を推進する中、簡素で効率的な行財政システムの構築に努めるとともに、都市間の広域連携や国・県、産学との連携を図り、社会の変革に即応した行財政運営を推進します。

政策

1 参加・協働で進めるコミュニティを軸としたまちづくり

参加・協働[※]で進めるコミュニティを軸としたまちづくりを進めるため、地域コミュニティ組織の充実や活動の支援、活動拠点の整備・充実を図り、地域コミュニティの自立・活性化を支援します。

また、市政への市民参画の促進、協働[※]の推進に努める中で、広聴・広報活動の充実、情報の公開・提供などによる行政の透明性の向上を図り、市民・NPO[※]・企業・行政等がそれぞれの特性をいかし、共に支え合いながら、共通の課題に取り組む多様なパートナーシップ[※]によるまちづくりを推進します。



- 【施策】**
- 地域コミュニティの自立・活性化
 - 多様なパートナーシップによるまちづくり

2 社会の変革に即応した行財政運営

社会の変革に即応した行財政運営を図るため、行財政改革計画を推進する中で、健全な財政運営に努め、組織・人事・給与の適正化や民間と行政の適切な役割分担の下での民間活力の導入、電子市役所の推進など、簡素で効率的な行財政システムの構築を図ります。

また、本市における住民自治の基本理念や自治体運営の基本原則などを定める、本市まちづくりの最高規範としての自治基本条例（仮称）を制定し、この条例に基づき、市民主体の市政運営を推進します。

また、県内市町を始めとする都市間の連携や国・県、産学との連携を図る中で、広域的な課題を始め、基礎自治体[※]の在り方や新たな都市圏域の在り方について調査・研究を進めるなど、効果的な連携を推進します。



- 【施策】**
- 簡素で効率的な行財政システムの構築
 - 連携の推進

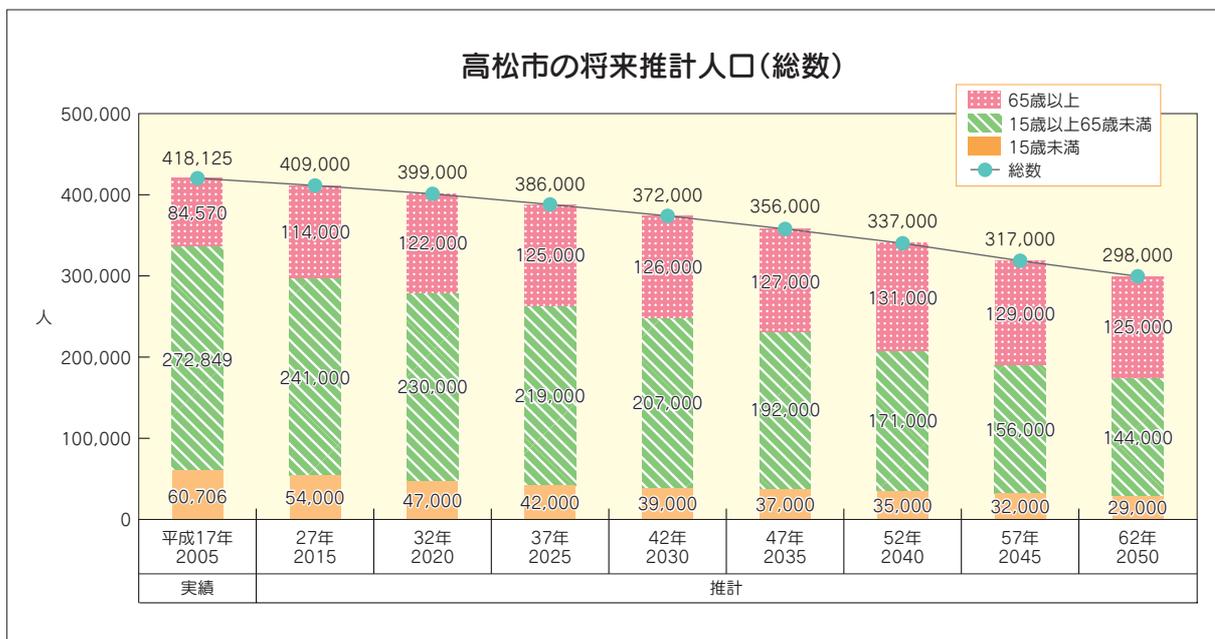
5 主要指標

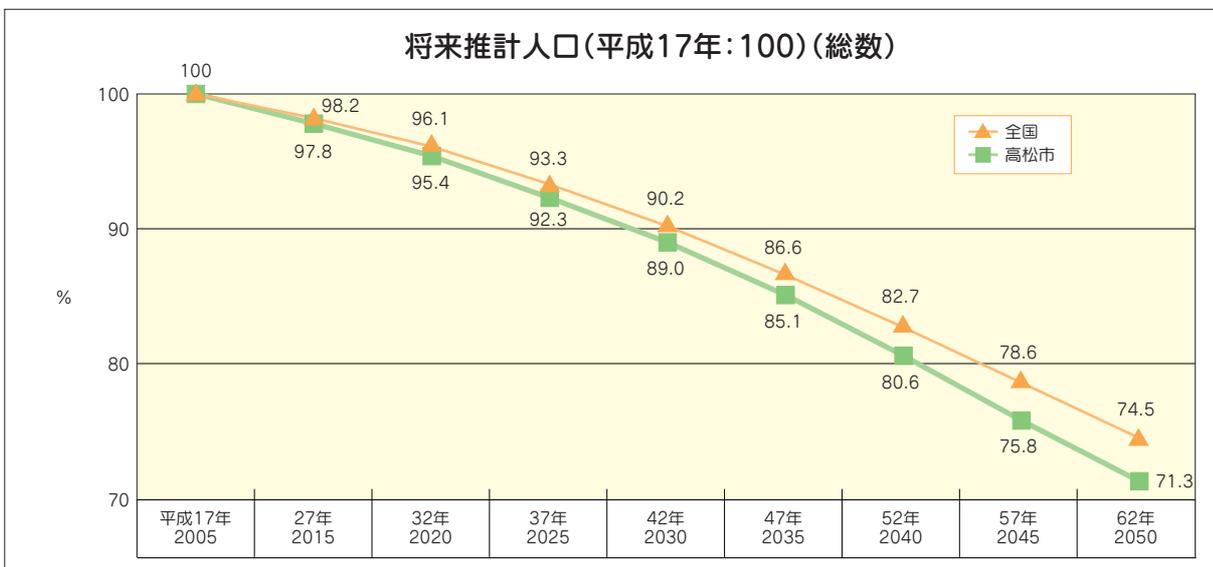
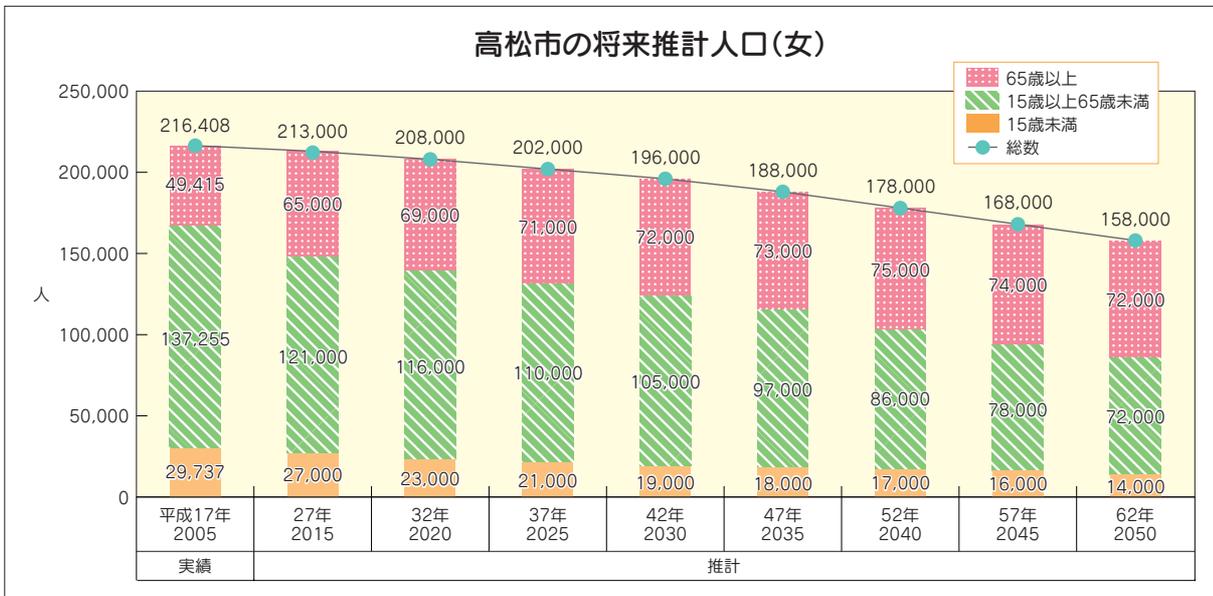
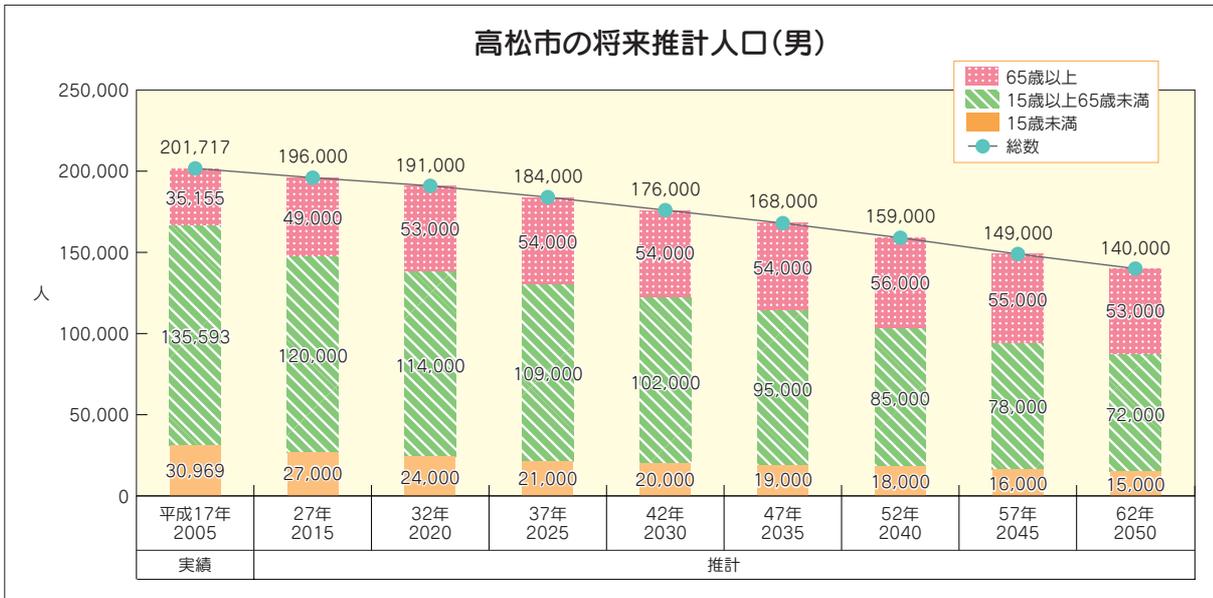
(1) 人口指標

ア 将来推計人口

本市の総人口は、今後、全国の傾向と同様に減少が続き、総合計画の期間の最終年次である平成27(2015)年には40万9,000人(17(2005)年の97.8%)、42(2030)年には37万2,000人(同89.0%)、62(2050)年には29万8,000人(同71.3%)になると推計されます。

年齢階層別では、平成62(2050)年には17(2005)年に比べ、15歳未満および15歳以上65歳未満の人口がおおむね半数となるのに対し、65歳以上の人口はおおむね1.5倍になると推計され、少子・高齢化が一層進行するものと予測されます。





(注) 平成17年国勢調査報告(総務省)における本市総人口を基準人口とするコーホート要因法による高松市推計
 平成19年4月1日現在の市町の境界に組み替えるとともに、年齢不詳人口を各年齢階層に案分して計上
 全国のは、日本の将来推計人口(平成18年12月推計(国立社会保障・人口問題研究所))の出生中位・死亡中位推計から作成



イ 将来推計世帯数・世帯当たり人員

平成27(2015)年の世帯数は、17(2005)年と比べて総人口が減少すると推計されるのに対し、1,000世帯余り増加すると推計されます。

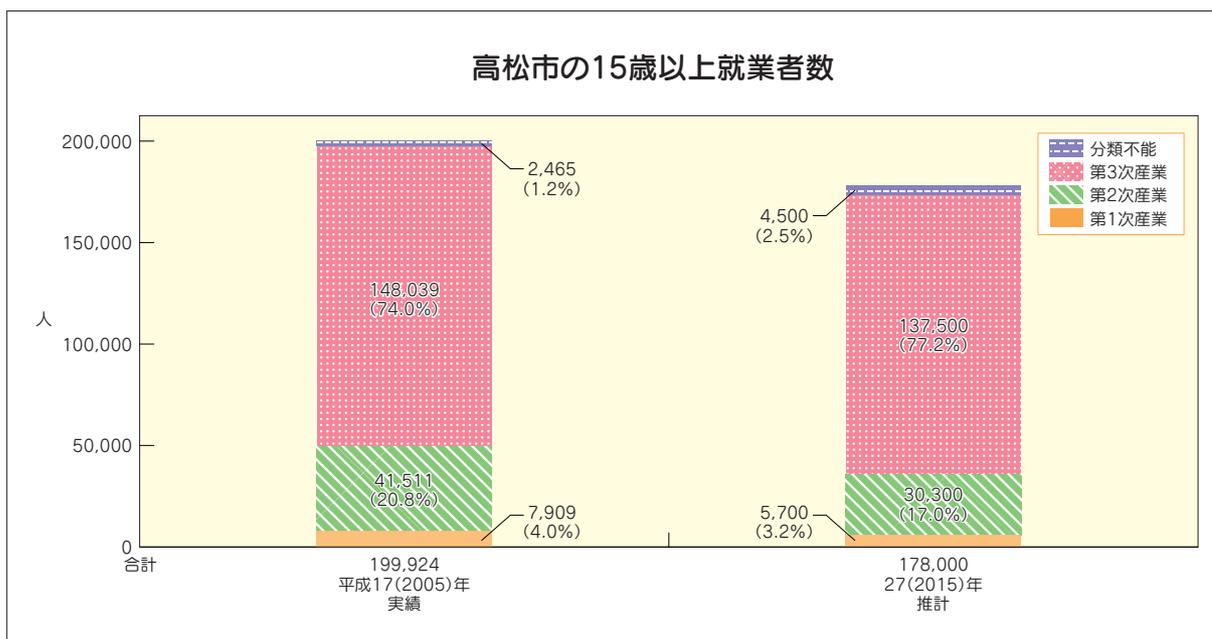
また、1世帯当たり人員は、2.5人を割り込むと推計されます。

区 分	単 位	実 績	推 計
		平成17(2005)年	27(2015)年
世 帯 数	世帯	163,870	165,000
人 口	人	418,125	409,000
1世帯当たり人員	人	2.55	2.48

(注) 平成17年国勢調査報告(総務省)における本市一般世帯数を基準世帯数とする高松市推計
平成19年4月1日現在の市町の境界に組み替えて作成

(2) 産業・経済指標

本市の15歳以上就業者数は、生産年齢人口(15歳以上65歳未満人口)の減少に応じて減少すると推計されます。産業別就業者数の構成比では、近年の産業構造の変化が今後も継続していくと予測されるため、第1次産業および第2次産業は減少し、第3次産業は増加すると推計されます。



(注) 平成17年国勢調査報告(総務省)における本市の15歳以上就業者数を基準就業者数とする高松市推計
平成19年4月1日現在の市町の境界に組み替えて作成

第1次産業 農業、林業、漁業

第2次産業 鉱業、建設業、製造業

第3次産業 電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療・福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)、公務(他に分類されないもの)

6 土地利用構想

本市は、自然景観に富み、風光明媚な備讃瀬戸に面した環瀬戸内海圏の中核・中核拠点都市として、これまでの都市機能の集約をベースに、市街地中心部から、各地域の街・集落、自然豊かな農村地帯、そして讃岐山脈に抱かれた中山間地域までの多様で特色のある地域が融合し、一体となったまちづくりを進め、地域の総合力を発揮する中で、元気のある都市の創造を、都市づくりの基本的な考え方としています。

このため、市民共通の生活・産業基盤であり、限られた資源である土地については、公共の福祉を十分に考慮し、長期的な視野に立って利用を進める必要があり、持続可能な将来の都市構造の在り方を展望する中で、本市の自然的、社会的、経済的、文化的諸条件や各地域における土地利用の歴史等に配慮するとともに、健康で文化的な生活環境の確保と地域産業の振興等が図られるよう、都市的土地利用と自然的土地利用を明確にし、総合的、計画的な土地利用を進めます。

また、地理的形狀、歴史的つながり、地域の特性や課題などの諸条件を踏まえ、市域を大きく区分し、それぞれの地域の個性等をいかした重点的な機能集積を図り、特色あるまちづくりを進めます。

都心中心部においては、サンポート高松を中心とした新しい都市拠点機能の核づくりや既成市街地の再整備などを通じて、商業・業務機能の拡充や良好な市街地環境の整備などにより、高次都市機能の集積した中核拠点地域の形成を図ります。

都心周辺の既成市街地や都市近郊においては、これまでの集積を維持し、適正な市街地規模を確保する中で、地域における拠点性が発揮できる、自然環境と調和のとれた良好な市街地の形成を図ります。

具体的には、中心部での都市機能の集約を図るとともに、各地域が特徴をいかしながら、地方中核都市ならではの都市的利便性と自然的環境を享受できる都市の実現に向け、都市計画の地域地区制度[※]等の活用による、適正かつ合理的な土地利用の規制・誘導を図るとともに、都市機能の更なる拡散につながるような郊外での都市基盤整備の抑制など、公共投資を効果的、効率的に行うほか、公共交通の利用促進に努め、本市にふさわしい、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めます。

なお、将来都市構造や土地利用の方針については、このような基本的考え方に基づいて、都市計画区域を対象として策定する「都市計画マスタープラン[※]」の中で示します。



7 地域別まちづくり

地域別まちづくりは、各地域のまちづくりの方向性を示すことにより、市民と協働[※]して、個性と特色あるまちづくりを進めるためのものです。

このため、地域の現状と課題、地理的形狀、歴史的つながりなどを総合的に勘案し、それぞれの地域の活性化を図りながら、地域間の有機的な連携により、お互いの個性と特色を相乗的に高めていくエリアを設定し、それぞれの地域のまちづくりを進めます。

8 総合計画の推進

本市の目指すべき都市像「文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松」の実現に向け、まちづくりの目標に掲げる施策の大綱の一つ一つを着実に実施していくため、健全な財政運営を図るとともに、適切な総合計画の進行管理に努め、総合計画を推進します。

